平成２８年政策評価書

千葉県警察重点目標	安全で安心できる県民生活の確保
施　　策	地域の犯罪情勢に即した犯罪抑止対策
施　策　目　標	犯罪抑止総合対策の推進
施策設定の背景	千葉県における刑法犯認知件数は、平成１５年以降１３年連続して減少していますが、県民の治安に対する不安感は未だ解消されていないことから、犯罪の総量抑止にとどまらず、県民の不安を招く子供、女性及び高齢者に対する犯罪などへの諸対策を、地域の犯罪情勢を踏まえた上で効果的に推進する必要があります。
実施項目１	犯罪の起きにくい社会づくりの推進
推進結果１	１　県警ホームページやちば安全安心メール、「Ｙａｈｏｏ！防災速報」、ツイッターなどの各種広報媒体を通じて、自動車盗や電話ｄｅ詐欺、子供や女性に対する声掛け、つきまとい事案等の情報提供を行いました。 ２　防犯パトロール隊の設置促進や活動の活性化について積極的に働き掛けた結果、平成２８年１２月末現在、防犯パトロール隊は、２，６０６団体が結成されているほか、地域防犯情報センターは５３施設が設置されており、警察と県民が連携した防犯活動を推進して頂いております。 ３　防犯パトロール隊や自治体等に青色回転灯装着車両の導入促進を働き掛けており、平成２８年１２月末現在、３７９団体、１，３１６台が運行しております。
実施項目２	子供、女性及び高齢者を犯罪から守るための対策の推進
推進結果２	１　前兆事案の的確な情報収集や発生状況の分析を行い、行為者を特定して各種法令を効果的に活用し、検挙又は指導・警告を行う先制・予防的活動を推進して、子供と女性を対象とする性犯罪等の未然防止に努めました。 ２　子供に分かりやすい内容とするため、工夫を凝らした被害防止教育を推進するとともに、前兆事案の発生分析に基づく防犯ボランティア団体等との合同パトロール活動、民間企業との連携による広報誌等を活用した情報発信を行うなど、県民の自主防犯意識

	の醸成に努めました。 ３　女性が被害者となる性犯罪等を抑止するため、専門的な知識と経験を有する子ども女性安全対策課等の女性警察官を抑止担当者「よくし隊レディ「あおぼーし」」に指定し、女性の立場に立った防犯指導、広報啓発活動等を推進しました。 ４　高齢者が被害に遭いやすい電話ｄｅ詐欺を抑止するため、県内の約２３万世帯に対し、電話ｄｅ詐欺・悪質商法被害抑止コールセンターから電話を架けて、電話ｄｅ詐欺の手口などの情報提供や防犯指導を行いました。
実 績 （ 成 果 ）	１　刑法犯認知件数　５７，２７７件 ・前年比－４，３７９件（－７．１％） ・１４年連続減少 ２　前兆事案の検挙・指導警告状況 検挙件数　４７４件（前年比＋４４件） 指導・警告件数　７３４件（前年比＋１９件） ３　学校等における被害防止教育実施状況 回数　１，６１５人（前年比－２１３回） 人数　２８１，７２１人（前年比－１２，７８４人）
実績（成果）指標	【千葉県における刑法犯認知件数の推移】 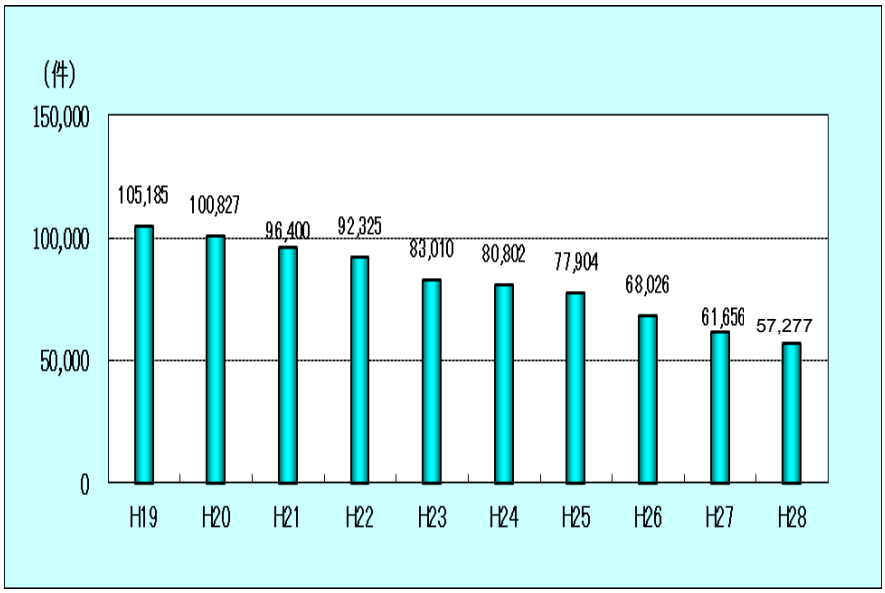

【千葉県における防犯パトロール隊の結成団体数の推移】

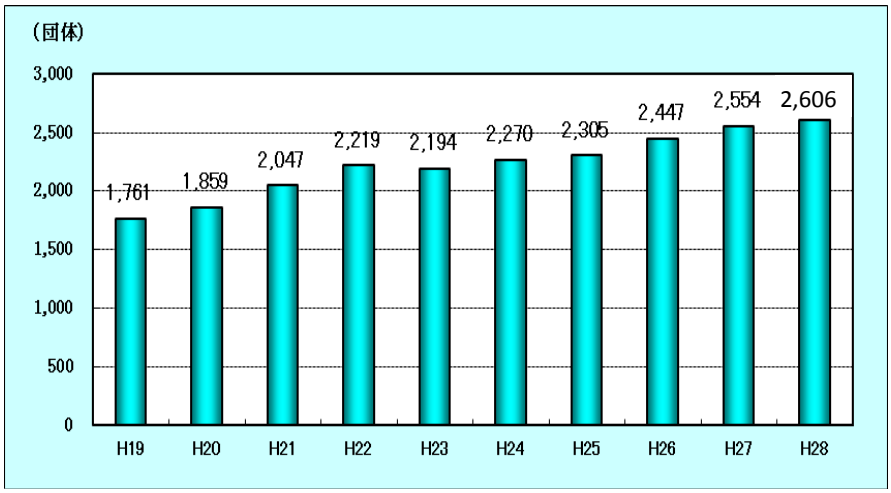

参　考　指　標

【全国における刑法犯認知件数の推移】

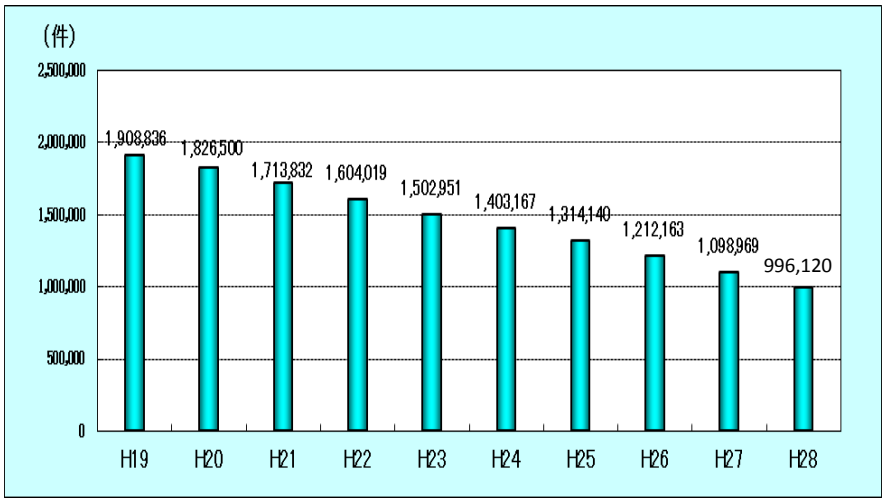

【警察官等による被害防止教育実施状況】

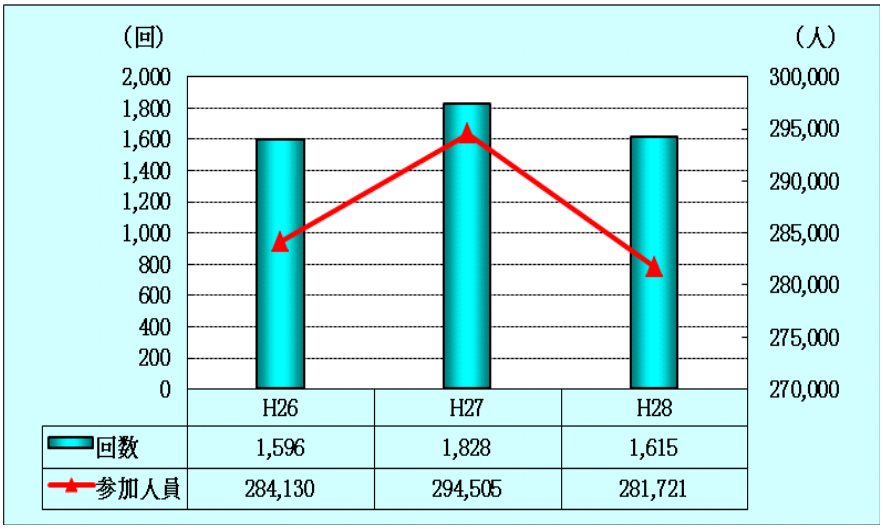

	H26	H27	H28
回数	1,596	1,828	1,615
参加人員	284,130	294,505	281,721

【青色回転灯装着車両の運行団体・台数の推移】

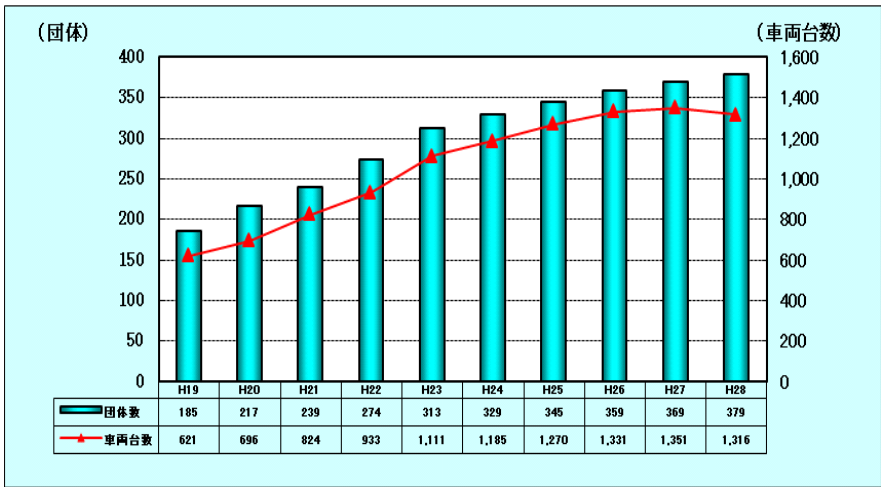

効果	1　刑法犯認知件数は、平成１５年以降、１４年連続で減少し、治安の改善が図られているほか、防犯パトロール隊の団体数が増加するなど、「自分たちのまちは自分たちで守る。」という県民の自主防犯活動の活性化や定着化が図られてきています。 2　前兆事案情報の分析結果を捜査等に効果的に活用し、連続で犯行を行っていた被疑者を検挙するなど、多くの事案を解決しました。
今後の課題及び方針	1　地域の犯罪情勢に即した効果的な犯罪抑止対策の推進 刑法犯認知件数は減少しているものの、地域によっては増加している罪種や、前年の発生を上回る罪種もあることから、地域で連続発生している犯罪や県民が不安を感じる犯罪に対して、地域住民や関係機関・団体等と連携した犯罪抑止活動を推進し、県民の安全と安心の確保に努めます。 2　電話ｄｅ詐欺対策の推進 平成２８年中は、被害額は減少したものの、被害件数は増加しており、特に還付金等詐欺の手口が急増していることから、検挙活動はもとより、広報啓発活動や水際対策の強化を図っていく必要があります。 3　子供や女性を対象とした前兆事案は、誘拐や強制わいせつなどの犯罪に発展するおそれが高いことから、引き続き、前兆事案情報の収集と分析を的確に行い、行為者を特定して積極的に検挙又は指導・警告を行うとともに、関係機関・団体等と連携した被害防止教育や広報啓発活動等の被害防止対策を推進して、重大事案の未然防止及び県民の防犯意識の醸成に努めます。
施策主管課	生活安全部生活安全総務課及び生活安全部子ども女性安全対策課
政策評価担当課	生活安全部生活安全総務課

注：「前兆事案」とは、子供の生命又は身体を害する犯罪及び女性に対する性的犯罪の前兆とみられる声掛け、つきまとい等を言います。